省工ネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業実施要領

1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間団体)交付要綱(平成15年10月1日付環廃産発第031001006号、環地温発第031001002号。以下「要綱」という。)第4条第7項の規定に基づき、同条第1項第7号の事業(以下「事業」という。)の実施に関して必要な細目等を定めることにより、地球温暖化対策の強化と速やかな普及を図ることを目的とする。

2 事業の実施方法等

(1) 申請事業案件の要件

本事業の対象となる案件は、以下の要件全てを満たすものとする。

- ア 補助により新たに設置する冷凍等装置は、冷媒としてフロン類(CFC、HCFC、HFFC)を使用せず、アンモニア、二酸化炭素又は空気等の自然冷媒を使用したものであって、フロン類を使用したものより省エネルギー性能に優れた冷凍等装置であること。
- イ 補助により新たに設置した冷凍等装置は、事業主体の責任の下で適切に維持管理され、京都議定書第一約束期間(2008年~2012年)における温室効果ガスの排出量削減に資するものであること。
- ウ 新たに設置する冷凍等装置の導入に伴い、既存の冷凍等装置で冷媒としてフロン類を含むものを撤去する場合は、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」に基づき、都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類回収業者に、フロン類を適切に引き渡す(回収させる)こと。
- エ 積算電力計を設置して電力使用量を記録するなどにより本事業の成果としての温 室効果ガスの削減量を把握するとともに、省エネ自然冷媒冷凍等装置による効果を 広報し、同装置の普及に努めること。さらに、本事業の効果等を踏まえ、類似装置 のさらなる導入を検討すること。

また、環境省の求めに応じて、これらの情報を提供すること。

(2)補助対象経費

- ア 省エネ自然冷媒冷凍等装置の導入費用と、これと同等の冷凍能力をもつフロン冷 媒冷凍等装置(以下、「比較対象フロン冷媒冷凍等装置」という。)の導入費用の差 額。
- イ 省エネ自然冷媒冷凍等装置の導入に伴い、既存の冷凍装置を撤去し、廃棄する場合は、既存の冷凍装置の残存価額(法定耐用年数経過後は取得価格の10%、経過以前は減価償却費を差し引いた額とする。)をアの差額に加算することができる。
- (3) 省エネ自然冷媒冷凍等装置の導入効果の広報について

省エネ自然冷媒冷凍等装置の導入効果の広報については、実施方法は任意とするが、 例えば、次のような方法が考えられる。また、これに限らず、効果的な広報を行うこ とが望ましい。

ア 新聞、雑誌等への広告掲載

- イ 自社のホームページや環境報告書への掲載
- ウ 冷凍等装置メーカーとタイアップした見学会等の実施
- 工 寄稿、発表等

(4)類似装置の導入状況について

本事業は、省エネ自然冷媒冷凍等装置の導入を促進するためのモデル事業であり、 本事業をきっかけに、補助対象事業者において、類似装置のさらなる導入について検 討を行うことが望まれる。その検討状況を成果報告書に記載すること。

(5) 成果報告書の作成及び提出

補助対象事業者は、補助により新たに設置した冷凍等装置の稼働から半年後(第 1 次)及び1年後(第 2 次)に、成果報告書を、様式により作成し、これを地方環境事務所長に 2 通提出するものとする。同報告書には、CO2削減効果、広報結果又は予定、類似装置の導入状況又は予定について記載するものとする。

附則

この実施要領は、平成22年4月1日から施行する。

地方環境事務所長 殿

補助対象事業者 住 所氏名又は名称代表者の職・氏名

印

平成〇年度省工ネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業 成果報告書(第〇次)

省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業実施要領に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業実施事業所名

2 事業実施による CO2 削減効果について

- 3 広報結果(又は予定)
- 4 類似装置の導入状況(又は予定) (同一事業者における他の事業所等への導入であっても良い。)